

令和6年度山口県文化財専門員（考古）採用選考試験 募集案内（令和7年度採用予定）

令和 6年 9月
山 口 県
山口県教育委員会

1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	文化財専門員（考古）
専門分野	考古学、文化財学
採用予定人員	1名程度
職務内容等	山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）、山口県埋蔵文化財センター（指定管理）、山口県立山口博物館において、埋蔵文化財等に関する業務その他の行政事務に従事します。 ○埋蔵文化財の保護・活用 ○埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整 ○考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等 ○その他、文化財保護行政に関すること

2 採用予定日 令和7年4月1日

3 応募資格

- (1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。
- ア 昭和60年（1985年）4月2日以降に生まれた者
 - イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者
 - ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（令和7年3月31日までに資格取得見込みの者を含む。）
- (2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。
- ア 日本国籍を有しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

- (1) 第1次選考 令和6年11月下旬に書類選考を行います。
選考結果は、合否にかかわらず応募者全員に通知します。

区 分	配点	審 査 内 容
書類審査	225 点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

- (2) 第 2 次選考 第 1 次選考合格者について、令和 7 年 1 月 1 3 日(月・祝)に行います。
 試験会場は、以下のとおりです。
 山口県山口市滝町 1-1 山口県庁本館棟 14 階 教育庁教育委員会室等
 最終合格者の発表時期は、令和 7 年 1 月下旬を予定しています。

区 分	配点	試 験 内 容
面接試験 I	200 点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

【採用時の職位の審査（実務経験が 7 年以上かつ 3 0 歳以上の者が対象）】

区 分	試 験 内 容
面接試験 II	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

5 応募手続

(1) 申込方法等

原則、インターネット（電子申請）による申込とします。

パソコンやスマートフォン等から山口県教育庁教育政策課のホームページ「文化財専門員（考古）の募集について」にアクセスし記載内容をよく確認の上申し込んでください。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/177/271382.html>

申込に当たっては、「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込が可能かどうか確認してください。御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。また、「やまぐち電子申請サービス」の利用者 ID 及びパスワードは大切に保管してください。

インターネットによる申込が困難な場合は書面（郵送・持参）での申込を受け付けますので、「9 問い合わせ先」までお問い合わせください。

(2) 提出書類

- ア 職務等経歴書（別紙様式 1）
- イ 最終学校卒業（見込）証明書
 大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。
- ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）
 大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。
- エ 学芸員資格（取得見込）証明書（取得している又は取得見込みの場合）
- オ 研究調査業績調書（別紙様式 2）
- カ 埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴（別紙様式 3）
 従事期間、調査・研究主体、従事職種、業務内容等を記載してください。
- キ 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式 4）
 従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- ク 添付するもの
 - ・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）（2 点以内）
 - ・主要な業績のうち、1 点の要約（4 0 0 0 字）

※最終合格者の方は提出書類イ・ウ・エ（証明書のみ）の原本を提出していただきます。

- (3) 受付期間
令和6年9月17日(火)から令和6年10月31日(木)午後5時まで
※郵送の場合は必着
※メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。
- (4) その他
応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用後の任用

- (1) 採用後は、原則として一般職の文化財保護主事もしくは学芸員としての任用になります。
- (2) 採用時において、学芸員資格を有していない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成等の実務経験もしくは学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級文化財専門員、もしくは専門学芸員）について審査を行います。

7 給与

初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。
(令和6年4月現在)

区 分	勤 務 地	初 任 給
○文化財保護主事 (24歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	214,400円
○学芸員 (24歳で採用の場合)	博物館	223,600円
○主任主事級文化財専門員 (30歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	262,700円
○主任主事級専門学芸員 (30歳で採用の場合)	博物館	291,800円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 選考結果の開示

この選考の結果（選考ごとの得点及び順位）を知りたい場合には、下記の区分に応じて受験者本人が運転免許証や学生証等の本人確認書類を持参して、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、山口県教育庁教育政策課（山口県庁本館棟14階）へ来課の上、その旨を申し出てください。（電話等による申出はできません。）

区分		申出期間
第1次選考	不合格者	第1次選考の合格発表日から1年間
	合格者	最終合格発表日から1年間
第2次選考	受験者	最終合格発表日から1年間

9 お問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4521

試験会場案内図

*** 交通案内**

◆公共交通機関(飛行機・列車・バス)

- ・「山口宇部空港」から(バス)※直通なし(以降は「JR新山口駅」から参照)
新山口駅行きのバスで約30分、「新山口駅」下車
- ・「山口宇部空港」から(電車)※直通なし(以降は「JR新山口駅」から参照)
徒歩約8分(約0.6km)、「JR草江駅」からJR宇部線で約40分、「JR新山口駅」下車
- ・「JR新山口駅」から(バス)
山口市街方面行きのバスで約40分、「県庁前」下車
- ・「JR新山口駅」から(電車)
JR山口線で約23分、「JR山口駅」下車、徒歩約20分(約1.6km)
- ・「JR山口駅」から(バス)
県庁前方面行きのバスで約5分、「県庁前」下車

◆車(中国自動車道)

- ・「山口IC」から国道262号経由(約6km)
- ・「小郡IC」から国道9号経由(約8km)